

平成 25 年 6 月 21 日

「学部授業内講演実施についての申合せ」に係る留意点について

研究院事務室
会 計 課

「学部授業内講演実施についての申合せ」のとおり、学部における授業内講演に係る謝金支給額が、1 回につき 10,000 円を超える場合は、学部長（世界教養プログラムの場合は、世界教養プログラム運営室長）の事前承認が必要となりました。

つきましては、10,000 円を超える場合における提出書類の記載に関する留意点について、お知らせします。

①謝金支給額が 10,001 円～20,000 円の場合、研究補助等申請書に担当教職員の氏名の記入・捺印に加え、下段に学部長等名を記入し、捺印されたものを会計課調達経理係にご提出ください。

②謝金支給額が 20,000 円を超える場合は、①と同様に学部長等の承認（捺印）された研究補助等申請書と本学の基準単価（20,000 円）を超える単価設定を行ったことに関する理由書が必要となります。

金額の範囲	留意事項
10,000 円	従前と同様
10,001 円～20,000 円	研究補助等申請書に学部長等の承認印が必要
20,001 円～57,000 円	①研究補助等申請書に学部長等の承認印が必要 ②講演に関する本学謝金単価基準額の 20,000 円を超えるため単価設定理由書が必要

○申合せに関する問い合わせ先

研究院事務室
内線 5558
e-mail:ok@tufs.ac.jp

○提出書類に関する問い合わせ先

会計課調達経理係
内線 5138、6598
e-mail:kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp